

## 第2次行政改革実施計画改革事項の改定について

現改革事項数83 ⇒ 改定版改革事項数(案)42

## 1) 現改革事項83の分類

改訂版への継承判別	継承する	継承しない	
①継承する	15		現実実施計画から改定版に継承する改革事項・・・「市内公共交通体系の連携強化」、「イベントの再編と運営方法の見直し」、「行政評価制度の本格運用」、「行政センター機能の見直し」等
うち分割を含む(※1)	(17)		
②変更し継承する	20		取組内容、指標等を変更し継承する改革事項・・・「計画行政の推進」、「公共施設の再編・統廃合」、「指定管理者制度の適正な運用」、「保育園の統廃合と民営化の検討」、「団体の自立・自主性の促進」等
③継承しない		48	
1. 目標達成(必要に応じて随時取り組む)(※2)		35	「バス運行の民間委託」、「人事評価制度の実施」、等の当初の目標を達成した事項や、「組織機構と事務所管の見直し」、「横断的プロジェクトチームによる政策対応」、「個人情報管理の適正管理」等必要に応じて随時取り組むもの等。
2. 他改革事項と統合		8	「第三セクター経営の総点検」と「財団法人の見直し」、「指定管理者制度の適正な運用」と「モニタリングの実施と公表」など、改革事項の統合によるもの。
3. その他		5	制度改正等により当初と状況が変わってきた、検討した結果当初に想定していた意図と異なっていた等。
計	35	48	
A	(37)		

※1 継承する改革事項No.55[公営企業改革プランの見直しと執行管理]については、改訂版で[水道事業の経営改善]、[下水道事業の経営改善]、[病院改革プランによる経営改善]に分割する。

※2 目標を達成した改革事項や、今後の数値目標を設定しないが必要に応じて随時取り組む改革事項については、取組自体をやめてしまうわけではないが、実施計画の改訂版には継承しないこととする(「維持・継続項目(備忘項目)」として別途追記)。

## 2) 新規改革事項

改訂版への追加判別	追加する		
④新規追加する	5		「市が事務局を担っている各種団体の事務の見直し」、「第三セクター改革プランによる経営改善」、「施設保全情報台帳の整備」、「基金繰入基準策定による持続可能な財政運営確立の推進」、「ふるさと寄附の推進」
計	5		
B			

改定版改革事項数A+B

42